

# 観光地形成促進地域における不動産取得税課税免除

[規定：沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条]

観光地形成促進地域内において、「特定民間観光関連施設」の用に供する施設を新設し、又は増設した者について、要件に合致しておれば課税免除の対象となります。

(対象施設：県内全域)

## 1 対象施設<sup>(※1、2)</sup>

沖振法第8条第1項及び総務省令<sup>(※3)</sup>に規定する「特定民間観光関連施設」

- ・スポーツ・レクリエーション施設（例：水泳場、スケート場、ゴルフ場、テーマパークなど）
- ・教養文化施設（例：劇場、動物園、植物園、水族館、文化紹介体験施設）
- ・休養施設（例：展望施設、温泉保養施設、スパ施設、国際健康管理・増進施設）
- ・集会施設（例：会議場施設、研修施設、展示施設、結婚式場）
- ・販売施設（沖振法施行令第7条第1号の要件を満たすものとして沖縄県知事が指定するもの）

(※1) 利用の際有利な権利を有する者がいる又は風俗営業等に供する場合は対象とはなりません。

(※2) 別途、面積要件等があります。

(※3) 総務省令：沖振法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

## 2 対象施設の要件

- ① 令和4年8月1日から令和7年3月31日までの間に新設し、又は増設したものであること。
- ② 沖振法第8条第1項に規定する認定事業者が、同法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、新設し、又は増設した対象施設で、これを構成する減価償却資産<sup>※</sup>の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（「特定民間観光関連施設」という。）

※減価償却資産：所得税法施行令第6条第1号から第3号まで、法人税法施行令第13条第1号から第3号まで

## 3 課税免除の適用範囲


家屋：対象施設の用に直接供する部分

土地：適用家屋の垂直投影部分（取得後1年以内に対象家屋の建設の着手があるものに限る）

※ 課税免除を受けるためには申請が必要です。以下の書類を用意して各県税事務所等まで申請してください。

- (1) 不動産取得税課税免除申請書（土地、建物それぞれ提出して下さい） ※
- (2) 図面（縮尺の合うもの）→ 各階の平面図及び立面図（土地の場合は、配置図も提出）
- (3) 家屋又は土地の登記簿謄本
- (4) 家屋の建築請負契約書
- (5) 土地の売買契約書
- (6) 減価償却資産であることを明らかにする書類 → 減価償却明細書
- (7) 特定民間観光関連施設であることを明らかにする書類
  - ・当該実施計画についての県知事名の認定通知及び認定申請書の写し
  - ・主務大臣の確認を受けたことを証する書類等の写し
  - ・「販売施設」の場合、県知事の指定を受けたことを証する書類等の写し

※(1)は沖縄県税務課ホームページよりダウンロードができるほか、各県税事務所等にも備えております。

沖縄県 不動産取得税 様式 検索  クリック

## < 申請期限 >

(法人)課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む事業年度分に係る法人事業税の申告納付の期間

(個人)課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む年分に係る個人事業税の申告期限(3月15日)まで